

地理科学学会役員選挙規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、地理科学学会会則（以下「会則」という。）第17条第1項に基づき、その選挙について規定するものである。

(適用範囲)

第2条 本規定は、地理科学学会の会長および評議員の選挙について適用する。

第2章 選挙管理

(選挙管理事務の管理)

第3条 選挙事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理・運営する。

第4条 委員会は、合同委員会において専門委員の互選により選出された6名の選挙管理委員（以下「委員」という。）で構成される。

第5条 1. 委員会に委員の互選による選挙管理委員長（以下「委員長」という。）をおく。
2. 委員長は、委員会を代表し、選挙事務を統括する。

第6条 選挙事務の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第3章 選挙権および被選挙権

第7条 1. 会長予備選挙において、選挙権をもつものは評議員、被選挙権をもつものは一般会員とする。
2. 会長選挙および評議員選挙において、選挙権および被選挙権をもつものは一般会員とする。

第4章 選挙の方法

(会長の選挙)

第8条 1. 会長選挙の前に、会長予備選挙として、評議員の投票により3名の会長候補者を選ぶ。ただし、同数の得票者がある場合は、年齢の上の者から候補者とする。
2. 会長選挙は、五十音順に配列された会長候補者名簿に基づいて投票する。なお、会長候補者名簿に掲載されていない一般会員に対して投票することを妨げない。
3. 最高得票者を当選者とする。ただし、得票数が同数である場合は年齢の上の者を当選者とする。

(評議員の選挙)

第9条 1. 評議員の投票は選挙人の所属する地区より1もしくは2名、全国（所属地区を含む）より6名、合計7もしくは8名連記とする。ただし、地区の投票に関しては、選挙人の所属する地区に関してのみ投票権を有する。
2. 前項の投票による得票数の順序にしたがい、まず各地区1もしくは2名（合計8名）の評議員を決定する。その後、地区に関係なく得票数の上位の者から他の12名の評議員を決定する。
3. 得票数が同数である場合は、年齢の上の者を上位得票者とする。
4. 評議員の地区割および定数は次のとおりとする。

北海道・東北・関東地区（定数2）：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部地区（定数1）：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地区（定数1）：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

広島以外の中国地区（定数1）：岡山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

広島地区（定数2）：広島県

九州・沖縄地区（定数1）：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5. 選挙人名簿は選挙実施年度の会員名簿とし、選挙人の所属地区は、会員名簿に記載された住所によるものとする。

第5章 投票と開票

（選挙の投票）

第10条 選挙は、すべて郵便による投票で行う。

第11条 投票は、委員会が用意した投票用紙により行う。

第12条 投票は、無記名投票により行う。

（投票の効力）

第13条 1. 投票の効力は、委員会が判定し、決定する。

2. 投票用紙および投票用封筒に投票者の署名または押印のあるものはすべて無効とする。

3. 定数以上の氏名を記入した場合は、その投票に関して無効とする。

4. 評議員の選挙において、同一人の重複記入がある場合は、これを1票とみなす。

5. 投票の郵送日の消印が締切日を過ぎたものは、無効とする。

（選挙結果の報告等）

第14条 1. 委員長は、選挙完了後すみやかに会長および合同委員会委員長に選挙の結果を報告する。

2. 前項に基づき、会長は当選者に就任を求める。

3. 当選者の就任の承諾が得られなかったときは、次点得票者を当選者とする。

第6章 選挙管理のための経費

第15条 選挙に必要な経費は選挙実施年度の予算に計上する。

付則 この規定は、2009年6月7日から実施する。

付則 この規定は、2021年6月19日から実施する。